

## 米子市学生消防団活動認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団の活動に取り組み、並びにその活動において顕著な実績を収め、及び地域社会に多大な貢献をした大学生等について、本市がその功績を認証する制度（以下「本制度」という。）を実施することにより、当該大学生等の就職活動を支援するとともに、消防団員の加入を促進するなど、消防団の充実強化を図ることを目的とする。

### (認証対象者)

第2条 第4条の認証の対象となる者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校その他市長が適当と認める教育施設（以下「大学等」という。）に在学する間に、1年（米子市消防団の団員としての活動の実績が特に顕著であると市長が認める者が当該認証を受けようとする場合には、その都度市長が定める期間）以上継続して米子市消防団の団員として活動した者であって、現に大学等に在学しているもの又は大学等の卒業の日から3年を経過していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学等に在学する間に、米子市消防団及び他の市町村が設置する消防団の団員として活動した者であって、その活動の期間の合計が1年以上であるもの（現に大学等に在学している者又は大学等の卒業の日から3年を経過していない者に限る。）についても、第4条の認証の対象とする。

### (推薦)

第3条 次条の認証は、米子市消防団の団長（以下「消防団長」という。）の推薦に基づいて行うものとする。

2 次条の認証を受けようとする者は、消防団長に対し、認証推薦依頼書（別記様式第1号）を提出するものとする。

3 消防団長は、前項の依頼書が提出された場合において、当該依頼書を提出した者（以下「推薦依頼者」という。）を次条の認証を受ける候補者として市長に推薦するときは、市長に対し、認証推薦書（別記様式第2号）を提出するものとする。

4 消防団長は、第2項の依頼書が提出された場合において、当該推薦依頼者を次条の認証を受ける候補者として市長に推薦しないこととしたときは、当該推薦依頼者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 市長は、第3項の推薦書が提出された場合において、必要があると認めるときは、消防団長に対し、当該推薦依頼者について、米子市消防団における活動の実績を確認することができる書類の提出を求めるものとする。

(認証)

第4条 市長は、前条第1項の規定による推薦があったときは、当該推薦に係る推薦依頼者が、真摯かつ継続的に消防団の活動に取り組んだかどうか、並びにその活動において、顕著な実績を収めたかどうか、及び地域社会に多大な貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該推薦依頼者の功績についての認証の可否を決定するものとする。

(通知)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果同条の認証をすることと決定したときは、消防団長に対し、学生消防団活動認証決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査の結果同条の認証をしないことと決定したときは、消防団長に対し、学生消防団活動審査決定通知書（別記様式第4号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

3 消防団長は、前2項の規定による通知を受けたときは、推薦依頼者に対し、書面により当該通知を受けた事項を通知するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、第4条の認証を受けた者（以下「被認証者」という。）に対し、米子市学生消防団活動認証状（別記様式第5号。次条第2項において「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じ、当該被認証者の就職活動において企業に提出するため必要となる範囲において、米子市学生消防団活動認証証明書（別記様式第6号。次条第2項において「認証証明書」という。）を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認証を取り消すことができる。

(1) 刑事事件に関し起訴されたとき又は刑に処せられたとき。

(2) 当該認証の根拠となる事項に事実の誤認又は虚偽の内容があったとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があったとき。

2 前項の規定により第4条の認証を取り消された者は、直ちに、前条第1項の規定により交付された認証状及び同条第2項の規定により交付された認証証明書を市長に返還しなければならない。ただし、既に企業に提出した認証

証明書については、返還することを要しない。

(制度の周知)

第8条 市長は、米子市消防団の団員であって現に大学等に在学している者に対し、米子市消防団を通じて、本制度について周知するものとする。

2 市長は、広く市民や企業に対し、本制度について周知することにより、本制度の目的が達成されるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

年 月 日

## 認証推薦依頼書

米子市消防団長 様

氏名 ⑩

私は、在学中、真摯かつ継続的に消防団の活動を行い、地域社会に貢献してきました。

この実績を、今後の職業に活かしたいと考えていますので、下記により、米子市学生消防団活動認証制度による推薦をしていただくようお願いします。

### 記

- 候補者  
氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_年 月 日  
大 学 等 \_\_\_\_\_大学・大学院・短期大学・専修学校・（ ）  
\_\_\_\_\_学部 \_\_\_\_\_学科  
\_\_\_\_\_年生・ \_\_\_\_\_年卒業
- 所属分団 \_\_\_\_\_分団
- 活動期間 \_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで
- 主な活動実績

年 月 日

## 認証推薦書

米子市長 様

米子市消防団長



私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団の活動を行い、並びにその活動において、顕著な実績を収め、及び地域社会に多大な貢献をしたことを高く評価し、米子市学生消防団活動認証制度による認証を受ける候補者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

### 記

- 候補者  
氏 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_年 月 日  
大 学 等 \_\_\_\_\_大学・大学院・短期大学・専修学校・（ ）  
\_\_\_\_\_学部 \_\_\_\_\_学科  
\_\_\_\_\_年生・ \_\_\_\_\_年卒業
- 所属分団 \_\_\_\_\_分団
- 活動期間 \_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで
- 主な活動実績及び推薦理由

年 月 日

## 学生消防団活動認証決定通知書

米子市消防団長 様

米子市長 印

年 月 日付で米子市学生消防団活動認証制度により推薦の  
ありました候補者につきまして、審査の結果、認証することを決定しましたの  
で通知します。

### 記

1 認証を決定した者

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_年 月 日

2 認証を決定した日 \_\_\_\_\_年 月 日

平成 年 月 日

## 学生消防団活動審査決定通知書

米子市消防団長  
様

米子市長 印

年 月 日付で、貴殿から米子市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

### 記

#### 1 対象者

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 平成 年 月 日

#### 2 認証しないこととした理由

# 米子市学生消防団活動 認 証 状

様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団の活動に取り組み、その活動において、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をされたので、その功績を認証します。

（活動内容）

年 月 日

米子市長





# 米子市学生消防団活動 認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団の活動に取り組み、その活動において、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をしたことにより、米子市学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏名)

(生年月日) 年 月 日

(活動内容)

年 月 日

米子市長

